

鳥取大学持続性社会創生科学研究科国際乾燥地科学専攻教育職員免許状関係授業科目履修規程

平成29年4月1日  
鳥取大学持続性社会創生科学研究科国際乾燥地科学専攻規則第10号

趣旨

第1条 教育職員免許法に定める免許状（以下「免許状」という。）取得を希望する者（以下「取得希望者」という。）は、別に定めるもののほか、この要項により所定の単位を修得しなければならない。

取得できる免許状

第2条 鳥取大学持続性社会創生科学研究科国際乾燥地科学専攻の学生が取得できる免許状は、次のとおりである。

中学校教諭専修免許状 理科  
高等学校教諭専修免許状 理科

単位の修得

第3条 免許状の取得希望者は、別表第1及び別表第2に基づき、所定の単位を修得しなければならない。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 基礎資格及び最低修得単位数等

免許状の種類	教科	基礎資格	有することを必要とする免許状の種類（取得要件を満たしている場合を含む。）	最低修得単位数
				教科又は教職に関する科目
中学校教諭専修免許状	理科	修士の学位を有すること	中学校教諭一種免許状（理科）	24単位
高等学校教諭専修免許状	理科		高等学校教諭一種免許状（理科）	24単位

備考

- 「教科又は教職に関する科目」については、別表第2に基づき「教科に関する科目」を修得すること。
- 基礎資格の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。
- 専修免許状取得を希望する者で次に該当する者は、国際乾燥地研究教育機構事務室に問い合わせること。
  - ① 一種免許状取得の際（又は取得要件を満たす際）に教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、情報機器の操作2単位）を修得していない者
  - ② 中学校教諭一種免許状取得の際（又は取得要件を満たす際）に介護等体験を終了していない者
  - ③ 大学を卒業せず本研究科に入学した者

別表第2 教科に関する科目

中学校理科及び高等学校理科の教科に関する科目

授業科目名	単位数
国際乾燥地科学特論 I (環境)	2
乾燥地開発学特論 (E)	2
乾燥地土地管理学特論 (E)	2
乾燥地気候・気象学特論 (E)	2
乾燥地生物環境物理学特論	2
乾燥地地圏環境保全学特論	2
乾燥地土壌化学特論	2
乾燥地動物生態学特論 (E)	2
乾燥地植物生態学特論	2
乾燥地緑化学特論 (E)	2
乾燥地環境評価学特論	2
乾燥地植物資源学特論 (E)	2
乾燥地分子生物学特論 (E)	2
乾燥地水資源学特論	2
グリーンサステイナブルケミストリー 特論	2

備考 取得を希望する免許教科に応じて、計24単位以上修得すること。